

22年度決算に基づく 健全化判断比率などを公表します

※1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、22年度決算に基づく「健全化判断比率」「資金不足比率」を公表します。

【問い合わせ】総務課 財政係 ☎0893(44)6151

健全化判断比率とは

財政の健全度を表すもので、次の4つの指標があります。

- ①実質赤字比率
普通会計を対象とした実質赤字が標準財政規模に占める割合
- ②連結実質赤字比率
全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）が標準財政規模に占める割合
- ③実質公債費比率
普通会計が負担する元利償還金など公債費が標準財政規模に占める割合。3カ年平均で表します。
- ④将来負担比率
普通会計が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合

内子町の財政状況は「健全段階」

各指標には基準が設けられており、財政状況に応じて「健全段階」「第1段階」「第2段階」に区別されます。第1段階は比率が早期健全化基準以上の場合で、自主的努力によって財政の健全化を図ります。第2段階は比率が財政再生基準以上の場合で、国などの関与によって財政の再生を図ります。

内子町は4つの指標全て財政健全化基準を下回っており、健全段階にあります。また実質公債費比率・将来負担比率ともに22年度より改善しています。

資金不足比率とは

公営企業ごとの資金の不足額が事業規模に対してどの程度あるかを示します。内子町は全ての公営企業で資金の不足はなく、財政の健全性を保っています。

□用語の説明□

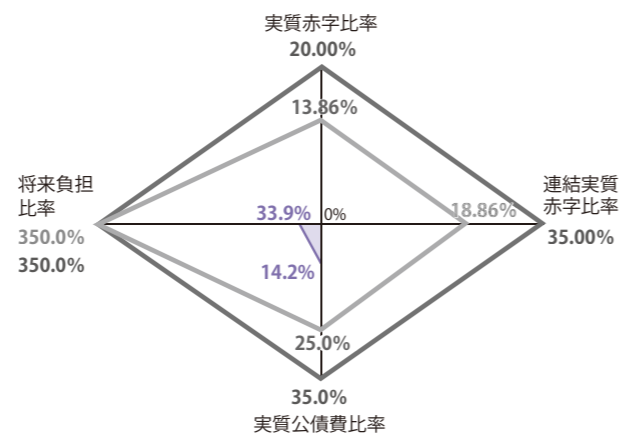
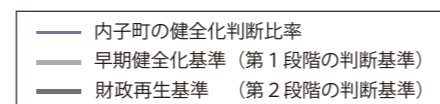
※1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律…地方公共団体の財政を適正に運営することを目的とした法律で、財政健全化にかかる各指標の数値の公表などを義務付けています。

健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
22年度(前年度)	— (—)	— (—)	14.2% (16.1%)	33.9% (73.6%)
早期健全化基準	13.86%	18.86%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	35.00%	35.0%	350.0%

※「—」は赤字額がないことを表します

指標ごとの状況



資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
内子町水道事業会計	—	20%
内子町簡易水道事業特別会計	—	
内子町公共下水道事業特別会計	—	

※2 標準財政規模…地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、地方税や地方交付税など地方公共団体が自由に使えるお金の大きさを表します。

10月から「子ども手当」が変わります

子ども手当制度の変更に伴い、これまで子ども手当を受給していた人も含め、対象となる全ての人は手続きが必要となります。9月末現在の受給者には申請書を送付しますので、忘れずに手続きをしてください。

【問い合わせ】保健福祉課 児童福祉係 ☎0893(44)6154

10月～24年3月分の支給額（月額）

対象となる子ども	支給額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生（一律）	10,000円	

※対象となる子どもは、留学中の場合を除き国内に居住する子どもに限ります。

注意事項

- ◇子ども手当を受給するには、申請が必要です。
- ◇出生などで新たに受給対象となる子どもが増えた場合や、他市町村から内子町へ転入した場合は、異動日から14日以内に申請してください。
- ◇申請が遅れると受給できない月が発生しますので、早めに手続きをしてください。

手続きの方法

9月末現在で手当を受給していた人には申請書を送付しますので、必要な書類を添えて担当係に提出してください。

※10月31日までに申請書が届かない場合は、お問い合わせください。

※公務員の場合は、勤務先での申請となります。

支給時期

10月～24年1月分は2月に、2～3月分は6月に支払われます。

※24年3月31日までに手続きした場合に限り、10月分にさかのぼって支給されます。

※出生や転入によって10月以降に新たに受給資格が発生した場合などは、請求日の翌月分からの支給となります。

税務課からのお知らせ

■福島原発事故で被害を受けた人へ

東日本大震災における福島原子力発電所の事故で被害を受けた人は、地方税の軽減措置などを受けることができます。ただし手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。

■あなたの「ふるさと寄付金」が被災地支援に

東日本大震災で被災した自治体への寄付金や、自治体・日本赤十字社・中央共同募金会などを通じた義援金は、「ふるさと寄付金」として住民税・所得税控除の対象となります。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

○総務省 東日本大震災関連情報

☞<http://www.soumu.go.jp>

■寄付金控除の適用下限額が下がります

24年度の個人住民税から、寄付金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられます。

県や市町村、内子町社会福祉協議会、中央共同募金会などに2,000円以上寄付した場合は控除の対象となりますので、23年分の申告の際に領収書を添えて提出してください。

【問い合わせ】

○税務課 住民税係

☎0893(44)6153